

保発 1 1 2 9 第 1 号
平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 128 号）については本日公布及び施行されたところです。改正の趣旨及び内容は下記のとおりとなり、御了知の上、その実施に当たって十分に留意願います。

記

第 1 改正の趣旨

マイナンバー制度における情報連携について、本年 11 月 13 日から本格運用が開始されたことを受けて、健康保険組合が被保険者のマイナンバーを利用して、地方公共団体情報システム機構から当該被保険者の氏名情報の提供を受ける場合は、事業主が健康保険組合に提出する氏名変更届について届出を省略することができるよう、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）について所要の改正を行うもの。

第 2 改正の内容

1 健康保険法施行規則の一部改正

健康保険組合は、被保険者のマイナンバーを利用して、地方公共団体情報システム機構から当該被保険者の氏名情報の提供を受けることができることから、健康保険組合が機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報をいう。）

から被保険者の氏名情報の提供を受け、事業主から被保険者の変更後の氏名情報の報告を不要とするとき、事業主が当該健康保険組合へ提出することとされていた、当該被保険者に係る氏名変更の届出を省略できることとした。

なお、被保険者は、その氏名を変更したときは、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、被保険者証を事業主に提出することは従前のおり必要となる。

第3 施行期日

平成29年11月29日から施行すること。